

福島広域まちづくり班 標準文書保存期間基準（保存期間表）

令和6年7月1日適用

事 項		業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類	保存期間	文書管理規則の別 表第2の該当事 項・業務の区分	保存期間終 了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯										
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・庁議の決定	法律	東日本大震災復興特別区域法	東日本大震災復興特別区域法（令和○年度）	20 年	2(1)①1(1)	移管
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・庁議の決定	政令	東日本大震災復興特別区域法施行令	東日本大震災復興特別区域法施行令（令和○年度）	20 年	2(1)①3(1)	移管
4	復興庁令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書（一の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・庁議の決定	庁令	東日本大震災復興特別区域法施行規則等	東日本大震災復興特別区域法施行規則等（令和○年度）	20 年	2(1)①4(1)	移管
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は庁議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯										
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。）	①立案基礎文書（五の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・庁議の決定	閣議	・復興特別区域基本方針 ・復興推進計画 ・復興整備計画	・復興特別区域基本方針（令和○年度） ・復興推進計画（令和○年度） ・復興整備計画（令和○年度）	20 年	2(1)①5(4)	移管

個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯										
11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(4)補助金等の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書（十三の項イ） ②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書（十三の項ロ）	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由	交付金	・復興特区支援利子補給金交付要綱 ・復興特区支援利子補給金	・復興特区支援利子補給金交付要綱関係（令和○年度） ・復興特区支援利子補給金（令和○年度）	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	2(1)①12(4)	以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書 ・補助事業等実績報告書に関するもの
その他の事項										
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ）	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	告示	東日本大震災復興特別区域法関係告示	東日本大震災復興特別区域法関係告示（令和○年度）	10年	2(1)①14(1)	移管
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	国会審議文書（二十九の項）	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	国会	国会答弁	国会答弁（令和○年度）	10年	2(1)①21(1)	以下について移管 ・大臣の演説に関するもの ・会期ごとに作成される想定問答
28	統計、調査等に関する事項	統計の作成、調査及び研究に関する重要な経緯	⑤統計、調査及び研究に関する文書のうち重要なもの（①～④に掲げるものを除く。）	・調査報告 ・論文	調査等	・福島12市町村の将来像の実現のための調査・推進事業 ・福島国際研究教育機構周辺におけるまちづくり調査に関する文書	・福島12市町村の将来像の実現のための調査・推進事業（令和○年度） ・福島国際研究教育機構周辺におけるまちづくり調査に関する文書（令和○年度）	3年（公表した調査及び研究に関する文書については10年）	2(1)①28	移管

上記以外のその他の事項										
31	後援名義に関する事項	所管業務に関する支援業務	後援名義に係る決裁文書	・後援名義使用の申請・承認	後援名義	後援名義	後援名義（令和○年度）	3年	－	廃棄
32	地方公共団体等に係る業務に関する事項（1から30項までに掲げるものを除く。）	東日本大震災からの復興に関する地方公共団体等との調整業務	①東日本大震災からの復興に関する地方公共団体等との調整業務に関する文書のうち重要なもの	・地方公共団体との協議会文書	地方公共団体との調整業務	地方公共団体との協議会等 浪江町特定帰還居住区域復興再生計画	地方公共団体との協議会等（令和○年度） 浪江町特定帰還居住区域復興再生計画（令和○年度）	3年	－	以下について移管 ・政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
			②東日本大震災からの復興に関する地方公共団体等との調整業務に関する文書（①に掲げるものを除く。）	—	—	—	—	1年未満	－	

※「事項」、「業務区分」、「当該業務に係る行政文書の類型」、「具体例」、「保存期間」、「文書管理規則の別表第2の該当事項・業務の区分」、「保存期間満了後の措置」は、復興庁行政文書管理規則別表第1及び第2を参考にして記載している。
※「大分類」、「中分類」、「小分類」は、「事項」、「業務の区分」、「当該業務に係る行政文書の類型」との対応に留意して、従前の行政文書ファイル管理簿に記載された内容を参考に記載している。